

市立中学校長 様



学校教育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和 4 年 2 月 1 4 日時点）

新潟県内に出されている「まん延防止等重点措置」の延長を受け、部活動の実施にあたっては、下記のとおり対応するようお願いいたします。

これまでに発生した校内での感染拡大事例において、近距離での活動や向かい合っでの会話など、身体的距離が十分に確保されていなかったことが要因と考えられる事例が複数確認されていることから、部活動の実施にあたっては、感染防止対策のさらなる徹底が必要です。

新型コロナウイルスの感染防止に向けて、教職員、顧問、生徒、保護者、外部指導者へ確実に周知するようお願いいたします。

記

1 部活動の取り扱いについて

令和 4 年 1 月 18 日付け教学教内第 640 号「部活動実施上の留意事項について（通知）」の取り扱いを継続する。

2 大会等（コンクール等を含む）への参加について

令和 4 年 1 月 18 日付け教学教内第 640 号「部活動実施上の留意事項について（通知）」の取り扱いを継続する。

3 対策及び留意事項について

(1) 飛沫感染防止のため、運動時以外はマスクの着用を徹底すること。

(2) 運動中もマスクの着用を希望する生徒については、その意向を尊重することとし、その場合は、マスクを着用していても苦しくない負荷での運動に限ること。それでも呼吸が苦しくなった時には、遠慮せずに集団から離れた場所でマスクを外し、呼吸を整えるように指導すること。

(3) 「生徒が密集する運動」や「近距離で向かい合っで行う活動」、「組み合ったり、接触したりする運動」「管楽器演奏」は感染症対策を講じてもなお感染リスクが高いことから行わないこと。

(4) 体育館や屋内での活動などにおいて、身体的距離を十分確保できない場合は、「大声を出しての活動」や「呼吸が激しくなるような活動」は行わないこと。

(5) 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、少数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

(6) 活動場所の換気は、スペースに関係なく常時外窓を開けて行うなどの対策を講じること。

(7) 器具や用具を共用する場合は、使用前後の手洗い、手指消毒を徹底し、器具や用具の消毒を行うこと。

4 活動状況の把握について

(1) 活動を行う際は、顧問は活動状況を確認し、上記対策及び留意事項の徹底を図ること。

(2) 校長及び教頭は、練習日、活動時間、活動場所、大会の参加計画書等の確認など、自校の活動状況を実際に把握するとともに、活動時に巡回するなど、感染予防対策の状況を確認すること。

担当：学校教育課 学校支援係
三津輪宏之 高橋 明大
電話：0258-39-2249